

岩手県公立図書館等振興指針の改訂に向けた動きについて

1 指針の概要

「岩手県公立図書館等振興指針」（以下「指針」という。）は、岩手県内の公立図書館の発展と振興を目的とした基本方針であり、平成18年度に開館した現在の県立図書館の取組のほか、県及び県内の自治体、各図書館の取組等における望ましい取組や参考となる数値等を明示するものである。

「岩手県公立図書館等サービスに関する検討委員会」の報告に基づき、平成17年1月に県教育委員会が策定した。（【参考1】参照）

2 指針改訂の必要性

指針策定から20年あまりが経過し、人口減少やデジタル化が進み、東日本大震災津波の発災、そして復旧・復興の取組がなされたことをはじめ、最近の読書活動（【参考2】参照）など、図書館や読書活動をめぐる社会情勢が変化したほか、指針策定以降、国や県における関係法令等の策定や改正（【参考3】参照）、岩手県立図書館協議会からの指針改訂に関する答申（【参考4】参照）が行われたことから、これらを踏まえ、岩手県内の図書館等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等を定めるため、指針の改訂が必要であるもの。

なお、現在、国（文部科学省）が設置した「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」（実施期間は令和6年10月1日～令和8年3月31日、【参考5】参照）において、国が策定した「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正を見据えて、読書環境の充実や公立図書館の運営の充実等について検討されていることから、有識者会議における検討や「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の今後の改正も踏まえ、指針を改訂する。

【指針策定後の主な関係法令等の策定・改正状況】

H24 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正（文部科学省告示）

R元 「図書館法」改正、「読書バリアフリー法」策定

R5 「いわて県民計画（2019～2028）」第2期アクションプラン策定

R6 岩手県立図書館協議会の答申（岩手県公立図書館等振興指針を改訂し、岩手県内の図書館に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等を定めることについて）

【国の「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」における検討事項】

- (1) 学校・家庭・地域の連携による社会全体を通じた読書環境の充実について
- (2) 読書バリアフリー法の制定やICTの急速な発展等の社会変化を踏まえた図書館及び学校図書館の運営やサービス等について
- (3) 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応について
- (4) その他、図書館・学校図書館の運営の充実について

3 今後のスケジュール

令和6年度から指針の改訂作業を進めているが、今後公表される令和7年度の国の有識者会議のスケジュールや検討状況を踏まえ、具体的な改訂作業のスケジュールを適宜調整することとする。

【参考 1】「岩手県公立図書館等振興指針」とは

趣 旨

- 「岩手県公立図書館等サービスに関する検討委員会」の報告に基づき**平成17年 1 月**に県教育委員会が**策定**
- ▶ 岩手県内の公立図書館の発展と振興を目的とした基本方針
 - ▶ 平成18年度に開館した現在の県立図書館の取組のほか、県及び県内の自治体、各図書館の取組等における望ましい取組や参考となる数値等を明示

「岩手県公立図書館等振興指針」の構成

- 1 趣旨
- 2 公立図書館の意義と必要性
- 3 現状と課題
- 4 指針
- 5 公立図書館等の役割と具体的取り組み
- 6 公立図書館振興のための数値目標
- 7 先進事例等（参考）

策定当時の県内公立図書館等をめぐる状況

「…本県における公立図書館を概括的にみた場合、市町村立図書館の設置率は全国平均より高いものの、貸出冊数等の数値が低いほか、県内の市町村間における格差が著しく、さらに、県立図書館も本来の役割を十分に発揮していないなどにより、県民が等しく図書館サービスを楽しむ体制とは言い難い状況となっています。」（指針「1 趣旨」より抜粋）

【参考2】読書活動をめぐる全国及び本県の状況

全国の状況

「令和5年度『国語に関する世論調査』の結果の概要」（文化庁）より

※調査対象：全国16歳以上の個人
調査対象総数 6,000人
有効回答数 3,559人（59.3%）

◆1か月に読む本の冊数

「読まない」62.6%（増加傾向）

◆読む本の選び方

「インターネットの情報を利用して選ぶ」33.4%（増加傾向）

「図書館や図書室で実際に手に取って選ぶ」25.0%（増加傾向）

◆読書量の変化

「読書量は減っている」69.1%（増加傾向）

◆読書量が減っている理由

「情報機器（携帯電話、スマートフォン等）で時間が取られる」43.6%

「仕事や勉強が忙しくて読む時間がない」38.9%

「読書の必要性を感じない」8.5%

◆電子書籍の利用

「よく利用する」「たまに利用する」計40.3%（増加傾向）

◆電子書籍と紙の本とでどちらを多く利用するか

「電子書籍の方が多い」40.5%（増加傾向）

「紙の本・雑誌・漫画の方が多い」29.5%（減少傾向）

本県の状況

「令和6年度『岩手県子どもの読書状況調査』集計結果」（岩手県教育委員会生涯学習文化財課）より

※調査対象：県内各公立小・中・義務教育学校・高等学校から1学級を抽出
（小学校は5年生、中学校・高等学校は2年生）

◆1か月の平均読書冊数

全校種で減少（おおむね増加傾向であったが、令和4年度以降減少に転じている）

	R3	R4	R5	R6
小学生	18.7冊	17.2冊	17.1冊	16.5冊
中学生	5.6冊	5.0冊	4.8冊	4.4冊
高校生	2.7冊	2.2冊	2.2冊	1.9冊

◆1か月で1冊以上本を読んだ児童生徒の割合

全校種で減少（高校生の不読者の増加幅が小・中に比べ大きい）

	R3	R4	R5	R6
小学生	99.6%	99.5%	99.4%	99.1%
中学生	96.6%	95.4%	95.4%	93.8%
高校生	86.9%	78.7%	79.3%	72.9%

◆1か月で読んだ本のうち、学校図書館や地域の図書館の蔵書を利用した本の割合

全校種で増加傾向

	R4	R5	R6
小学生	74.7%	73.7%	75.7%
中学生	45.0%	46.1%	46.8%
高校生	23.0%	22.2%	26.0%

【参考3】 公立図書館等の振興をめぐる主なトピックス

年度	国の動向	県の動向	社会情勢等
H13	「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」告示 「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行	「岩手県生涯学習振興基本計画」策定	
H14	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定		
H16		「第1次岩手県子どもの読書活動推進計画」策定	
H17		「岩手県公立図書館等振興指針」策定	
H18		岩手県立図書館 新館開館（アイーナ3、4階）	
H20	「教育振興基本計画」（第1期）策定 「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定		
H21		「いわて県民計画」（2009～2018）策定 「第2次岩手県子どもの読書活動推進計画」策定	
H23			東日本大震災津波発災、復旧・復興の取組
H24	「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」改正		
H25	「教育振興基本計画」（第2期）策定 「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定		
H26		「第3次岩手県子どもの読書活動推進計画」策定	○デジタル技術の進展
H30	「教育振興基本計画」（第3期）策定 「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定	「岩手県障がい者プラン」（第1期）策定	○公共図書館、学校図書館等の整備 状況の地域格差
R1	「図書館法」改正	「いわて県民計画」（2019～2028）第1期AP策定 「岩手県教育振興計画」（2019～2023）策定 「第4次岩手県子どもの読書活動推進計画」策定	
R2	「読書バリアフリー法」（第1期）策定		○書店の減少
R3		館長から岩手県立図書館協議会への諮問（指針改訂について）	
R5	「教育振興基本計画」（第4期）策定 「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定	「いわて県民計画」（2019～2028）第2期AP策定	○不読率は子供、大人ともに上昇傾向
R6	「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」 設置（実施期間：令和6年10月1日～令和8年3月31日）	岩手県立図書館協議会から館長への答申（指針改訂について） 「岩手県教育振興計画」（2024～2028）策定 「第5次岩手県子どもの読書活動推進計画」策定 「岩手県障がい者プラン」（第2期）策定	○「読書バリアフリー法」等を踏まえた 読書環境整備の必要性の高まり
R7	「読書バリアフリー法」（第2期）策定		

【参考4-1】「岩手県公立図書館等振興指針を改訂し、岩手県内の図書館に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等を定めることについて」（岩手県立図書館協議会答申） ※一部抜粋したもの

1 理念・目標

- 公立図書館とは、そもそも社会教育機関であり教育の一翼を担うものである。資料や情報の提供、相談サービスや情報リテラシー教育、そして自己教育の場の提供をもって住民に生涯にわたり知識を広げ養わせることで、教育基本法の示す「人格の完成」や「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な」地域社会の担い手の育成を目指す組織である。この機能は近代以降の図書館の在り方から全く変わらない重要な役割であり、その役割があるゆえに税金を投じて自治体が運営し振興を進めるものである。この理念・目標を根本原理として、岩手県立図書館及び市町村立図書館等、県内の公立図書館等の発展と協力を考えるべきであること。
- 日本図書館協会の綱領である「図書館の自由に関する宣言」に則って、知る権利や表現の自由、言論の自由を守る民主主義の拠点としての理念、機能を念頭に置くこと。
- 図書館が、権力の介入を受け、社会的圧力に左右されてはならない。岩手に根差した図書館として、自らの責任に基づいた選書、資料収集を徹底すること。

(1) 岩手県内の図書館が目指すもの

① 岩手県における人間形成と教育（学校教育・社会教育・家庭教育）の充実と補完

- 岩手県民の「人格の完成」を、県内図書館が一致協力して達成を目指す。その際には、一般的な教育機関である学校とは異なる図書館の機能をもってその一翼を担うものであり、また、その他の教育機関との連携や補完を目指すことも重要な役割である。
- また同じく「自主的精神に充ちた心身ともに健康な」県民の育成を目指し、自律的な判断が可能となるように様々な観点の資料を各図書館が備えることも同じく重要な役割である。

② 岩手県の社会的課題の解消

ア 図書館を取り巻く社会的な環境変化への対応・取組等

- 高齢化の進行により、今まで以上に社会との接点としての役割が増えると考えられるし、応えていくことで、図書館の存在意義があること
- 国際的な「SDGs」（持続可能な開発目標）達成につながる観点。特に、広大な自然の恵み豊かな農林水産業立県の図書館として、地球環境保護、食の安全を守る意識啓発

イ 東日本大震災津波からの復旧・復興、防災・安全への対応・取組等

- 東日本大震災津波で被災した県民の心や暮らしを支えるべき公立図書館の役割を記載すべきである。
- 東日本大震災津波の被災地の図書館として、災害復旧・復興、防災関連の書籍、資料の継続収集と保存を記載すべきである。

③ 地域の記憶の保存

- 地域の文化、風土、産業など、「郷土岩手」に関する書籍、新聞、各種資料の継続収集と保存について明記すべきである。

2 具体的な岩手の図書館振興策

(1) 岩手県立図書館のすべきこと

- 県内随一の資料を基に、小中高の探究学習支援の最大の砦としての機能を一層強化すること。この点での学校連携を一層進め、各種学校の期待に応えるような存在になるべきこと。
- 特に、本県独自の教育活動である「いわての復興教育」を推進するため、岩手県立図書館の4階に令和5（2023）年11月に開設した、震災・防災等の学び合いスペース「I-ルーム」において、東日本大震災津波からの復興や防災を含む今日的な課題について、学校等へのセット貸出の充実やレファレンス機能の活用などにより、児童生徒やグループによる学び・探究等を支援すること。

【参考4-2】「岩手県公立図書館等振興指針を改訂し、岩手県内の図書館に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等を定めることについて」（岩手県立図書館協議会答申） ※一部抜粋したもの

(2) 市町村立図書館のすべきこと

- ・ 国が推進している小中高での探究学習（「総合的な探究の時間」）の支援と連携を拡充すべきこと。インターネットで調べて終わりの探究学習を脱し、公立図書館の所蔵資料を児童生徒に読ませることで、より深い探究活動になるべく支援を強化すべきこと。それを目指して学校との連携を一層強めること。
- ・ 近隣の児童生徒の探究活動の場を構築すること。特に、グループ学習といったアクティブラーニングのスタイルを行う場所が、学校を一步出ると岩手の社会には僅少である。資料を活用した探究活動を行うためにも、市町村立図書館に従来の閲覧席のみならずグループ学習の場を設置すべきである。

(3) 公民館図書室のすべきこと

- ・ 前述の「(2) 市町村立図書館のすべきこと」と同等の役割を担うこと。
- ・ 役割達成のため、資料数や人的資源が足りないのであれば、その強化を目指すこと。

(4) 公立図書館以外の図書館との連携

① 学校図書館との連携

- ・ 岩手県内の学校図書館は、蔵書数や司書の配置等、様々な課題がある。学校図書館に対する、岩手県立図書館及び市町村立図書館等、県内の公立図書館等からの支援・連携が一層必要である。特に、学校現場におけるICT活用の推進（いわゆる「GIGAスクール構想」）や探究的な学習の強化に対して、電子資料や膨大な蔵書の提供をもって支援を拡大すべきである。

② 大学図書館との連携

- ・ 岩手県内の大学図書館は、以下の蔵書数を誇る（※）。これら膨大な専門研究資料と専任職員を背景に、大学は日々教育・研究を行っている。また、21世紀初頭から電子資料の拡大と教育のアクティブラーニング化を背景に、充実した施設とノウハウを持つ。先述した探究学習強化の流れから、県内の公立図書館等においては、これら大学図書館群との連携を一層密に行うべきである。 ※データ省略

(5) 協議の場の設置

- ・ 以上「2 具体的な岩手の図書館振興策」の(1)から(4)までの達成のためには、幅広い関係者を集めて協議する場が必要である。これを仮に「岩手県図書館会議」と称して、定期的に開催することで、掲げた目標の達成に向けて、相互に協力の下、強く進めていこうとするものである。

3 柱立て

指針の改訂の柱立てについて、別添（P.7参照）のとおりとすることを、検討願いたい。

4 目標値の設定等

次のとおり意見等があるので、検討願いたい。

- ・ 数値目標は、実務を預かる図書館現場の要望を踏まえた具体案を基軸に検討してほしい。国内外の図書館、同規模他県の実情などが分かれば参考になる。岩手の図書館ならではの特色、独自性を取り入れるための数値目標となれば理想的である。
- ・ 目標を設定するのであれば、毎年、または3年、5年、10年などの一定期間で達成度をチェックし、対策を講じる仕組みにしたい。

【参考4-3】 「岩手県公立図書館等振興指針を改訂し、岩手県内の図書館に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等を定めることについて」 （岩手県立図書館協議会答申） ※一部抜粋したもの

- 平成17年の振興指針では、目標値が強力に出されている。一方、その目標値の検証が困難であるのも事実である。今回の策定案は、目標値を使用しつつも本筋を見失わないよう、目標と振興策の趣旨を強調する内容にすべきである。
- 電子書籍蔵書の項目を設定すること。
- 今回策定して終わりではなく、5～10年で内容及び数値の審議をするよう、計画改定のスケジュールも合わせて審議すべきである。

5 参考にするべき他県の事例、県内の突出した取組

参考にするべき他県の事例、県内の突出した取組について、次のとおり例示するので、調査等のうえ指針改訂の参考にするべきである。

(1) 参考にするべき他県の事例

- 例) 県立長野図書館主宰の「デジとしょ信州」
- 例) 同図書館 3 階の信州・学び創造ラボ
- 例) 神奈川県立図書館本館 4 階 学び ⇄ 交流エリア・生涯学習相談デスク等 など

(2) 県内の突出した取組

- 例) 紫波町図書館のまちおこし
- 例) 一関市立図書館の学校図書館連携
- 例) 陸前高田市立図書館
- 例) 奥州市立胆沢図書館「猫ノ図書館」
- 例) 盛岡市都南図書館「青春（アオハル）文庫」 など

別添

「岩手県公立図書館等振興指針」の柱立て

項 目	意 見
指針の構成	1. 目標・理念 (1) 岩手県下の図書館が目指すもの -岩手県の社会的課題解消 -岩手県教育（学校・生涯）の向上と補完 -地域の記憶と保存 (2) 岩手県下の図書館の定義と目標 -岩手県立図書館 -岩手県下公共図書館 -岩手県下学校図書館 -岩手県下大学図書館 -その他、公民館図書室等類縁期間 2. 現状の分析 (1) 岩手県の現状・社会的課題 (2) 岩手県教育課題 -社会教育・生涯学習関連 -学校教育関連 3. 具体的な岩手の図書館振興策 ※適宜、目標値の提示 (1) 岩手県立図書館のすべきこと (2) 公共図書館のすべきこと (3) 学校図書館のすべきこと (4) 大学図書館のすべきこと (5) その他、公共図書室等類縁期間のすべきこと 4. 参考にするべき他県の例、県内の突出した取組 (1) 他県の事例 例) 県立長野図書館主宰の「デジとしょ信州」 など (2) 県内の突出した取組 例) 紫波町図書館のまちおこし - 一関市立図書館の学校図書館連携など

設置の趣旨

図書館・学校図書館は、学習活動の進行や文化の発展のために幅広い活動を通して、社会の発展や学校教育の充実に大きく寄与してきた。人口減少・少子化の深刻化、デジタル化、グローバル化の進展等により将来の予測が困難な時代とされ、学校・社会の課題が複雑化・困難化する中、図書館・学校図書館は、今後より一層積極的な役割を果たすことが求められている。

このため、今日の図書館・学校図書館の現状や課題を把握・分析し、運営の充実に向けた検討を行う「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」を設置する。

検討事項

- (1) 学校・家庭・地域の連携による社会全体を通じた読書環境の充実について
- (2) 読書バリアフリー法の制定やICTの急速な発展等の社会変化を踏まえた図書館及び学校図書館の運営やサービス等について
- (3) 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応について
- (4) その他、図書館・学校図書館の運営の充実について

実施期間

令和6年10月1日～令和8年3月31日

第1回	有識者会議	：令和6年12月17日
第2回	〃	：令和7年1月23日
第3回	〃	：令和7年3月11日
第4回	以降の会議	日程は未定

検討の背景

○社会情勢等

人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化・デジタル化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に
学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会や「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要

○読書をめぐる現状・課題

急激に変化する時代に必要とされる資質・能力を育む上で、読解力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠
・図書館数は増加、学校図書館の整備等も進む一方、整備状況には地域格差も。不読率は子供、成人ともに上昇傾向
・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）（令和元年7月）等を踏まえた読書環境整備が必要

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(R5～R9)

全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点も考慮し、
社会全体で子どもの読書活動を推進する必要がある

＜基本の方針＞

- 1 不読率の低減
- 2 多様な子どもたちの読書機会の確保
- 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備
- 4 子どもの視点に立った読書活動の推進

○連携・協力

多様な子どもの読書活動推進に様々な機関、人々の連携・協力が不可欠
学校図書館・図書館間の連携・協力体制の強化は極めて重要

○図書館、学校等における取組の促進等

ICTの急速な発展等の昨今の社会の変化、読書バリアフリー法を踏まえ、
「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」、「学校図書館ガイドライン」
等について必要な見直しを検討

学校教育の情報化の推進に関する法律(R元)
デジタル田園都市国家構想総合戦略(R4)

学習指導要領改訂(H29～R元) 主体的・対話的で深い学び
中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」(R3)

第4期「教育振興基本計画」(R5～)

＜総括的基本方針＞

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
日本社会に根差したウェルビーイングの向上

○社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成

図書館等は、社会教育の拠点として自らが果たす役割の明確化、
地域住民の意向を運営に取り入れることによる機能強化が重要。
この際、社会的包摂の観点からの対応が求められる

○教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

図書館等におけるデジタル基盤の強化やデジタル教育の充実

社会の変化等(デジタル社会、読書バリアフリー等の社会的包摂等)への対応をはじめ、図書館・学校図書館の運営の充実喫緊の課題

家庭、地域、学校等の連携・協力により、社会全体で読書環境を充実（本会議の視点）

【参考5-3】図書館・学校図書館の運営の充実に関する国の有識者会議（令和6～7年度）

論点(案)

これからの図書館・学校図書館の運営に求められる事項について、以下の論点から検討

I. 社会変化等を踏まえた図書館・学校図書館の運営充実の在り方

1. デジタル社会への対応

- ・社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、図書館・学校図書館の意義を高める効果的なデジタル活用の在り方、必要な資料（種類等）やサービス、施設・設備の在り方、これらに対応するために求められる司書教諭、学校司書、司書等の人材の在り方（役割や専門性等）

2. 多様な人々のための読書環境の整備

- ・読書バリアフリーへの対応に向けて求められる事項（読書バリアフリー法等を踏まえた対応）
 - －図書館・学校図書館の利用に係る体制の整備（アクセシブルな書籍や円滑な利用のための支援の充実等（サービス、設備等））、人材
- ・社会的包摂の視点から、障害者、外国人、高齢者等、多様な人々の読書環境の充実に向けて求められる事項

3. これからの子供の学びを支える読書環境の充実

- ・学習指導要領に基づく、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実、主体的・対話的で深い学びの実現
- 不読率の低減や子供主体の読書の取組の推進を図るために、図書館・学校図書館に求められる資料、サービス、施設・設備、人材の在り方

II. 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応

1. 関係機関等との連携・協働の促進等

- ・地域コミュニティへの寄与のため、図書館・学校図書館に求められる役割、これらに対応した資料、サービス、施設・設備、人材
- ・地域の多様な関係機関等の連携・協働（学習資源・人的資源の共有の促進等）による読書環境の充実に向けて求められる事項（図書館と関係機関等との連携上の課題とされている事項（過度な複本や新刊貸出時期、地元書店からの書籍購入、装備費負担等）に係る現状分析を含む）

2. 今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成等

- ・I～II-1の検討を踏まえ、必要となる組織体制、館長（校長）、司書教諭、学校司書、司書に求められる資質向上（研修等）の在り方
- ・司書教諭、学校司書、司書の配置充実に向けた課題等（処遇の在り方等）
- ・読書推進人材（絵本専門士、認定絵本士、朗読指導者、読書アドバイザー）の活用

3. その他

- ・上記を踏まえ図書館・学校図書館の評価に求められる内容等、その他留意すべき事項（著作権法改正、学校施設整備指針改訂（R4）対応等）

【参考5-3】図書館・学校図書館の運営の充実に関する国の有識者会議（令和6～7年度）

第2回の論点と検討の視点（案）

I. 社会変化等を踏まえた図書館・学校図書館の運営充実の在り方

1. デジタル社会への対応

現 状 コンピュータ等が普及する一方で、電子書籍の導入等が課題

（図書館）

- 利用者が利用できるコンピュータの設置率 93.3%（R3）※1
利用者が利用できる無料Wi-fiサービス 72.1%（R5）※2
オンライン閲覧目録導入率 92.2%（R3）※1
- 電子書籍サービス導入状況※3
（一部又は全部の図書館に導入する自治体）
9.8%（R2）⇒ 29.4%（R4）
- 情報ネットワークによる情報提供（R2）※1
ホームページ 94.4% メールマガジン12.2% ソーシャルメディア40.4%

（学校図書館）

- 児童生徒1人あたり学習用コンピュータ台数 1.1台（R5年度）※4
蔵書のデータベース化（R2）※5
小学校 80.5%、中学校 79.3%、高校 92.2%
- 電子書籍サービス導入状況 ※3
（一部又は全部の学校に導入する自治体）
2.0%（R2）⇒ 8.5%（R4）
- 電子書籍を所蔵する学校の割合（R元年度）※5
小学校 0.2%、中学校 0.3%、高等学校 1.4%、
特別支援学校初等部 2.8%、中等部 2.5%、高等部2.4%

デジタル社会への対応に係る基本的方向性

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月）

第2章 基本的方針

II 多様な子どもたちの読書機会の確保

読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の充実、日本語能力に応じた支援を必要とする子どもたちのための多言語対応等を含む、学校図書館、図書館等の読書環境の整備が不可欠である。

III デジタル社会に対応した読書環境の整備

言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な子どもたちの読書機会の確保、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするために、子どもたちの健康や発達段階等に配慮しつつ、電子書籍等の利用、学校図書館や図書館のDXを進める必要がある。

第4章 子どもの読書活動の推進方策

I 共通事項

4 発達段階に応じた取組

多様な子どもの読書活動を支援していく上では、個々の発達段階や状況等に応じて、紙媒体や電子媒体等を柔軟に選択できる環境整備が重要である。

（出典）※1 文部科学省「令和3年度 社会教育統計」、※2 一般社団法人電子出版制作・流通協議会「電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告2023」※3 文部科学省委託調査「令和4年度子供の読書活動の推進等に関する調査研究（電子図書館・電子書籍と子供の読書活動推進に関する実態調査）」※4 文部科学省「令和5年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（概要）」※5 文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」

第2回の論点と検討の視点（案）

I. 社会変化等を踏まえた図書館・学校図書館の運営充実の在り方

1. デジタル社会への対応

論点と検討の視点（案）

1. 図書館資料・サービスの在り方

【共通事項】

- ・図書館・学校図書館で紙と電子の両方を有機的・選択的に活用できる環境を整備する必要性・意義、教育的な観点等から見た効果（特に公共図書館においては児童・青少年、高齢者、障害者、外国人、来館困難者等、多様な利用者に対する電子書籍等の提供の意義等）。
- ・電子書籍の計画的整備・活用に向けてどのような方策が必要か（対応すべき課題等）
- ・その他デジタルを活用したサービスとして期待される取組（例：学校図書館における蔵書データベースの整備等）

2 施設・設備の在り方

【学校図書館】

- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が目指される中、多様な学習の展開に資する望ましい学校図書館の施設・空間づくり（例：1人1台端末の活用に対応した環境整備、図書・コンピュータ・視聴覚教育メディア等を配備した学習・メディアセンター）

【公共図書館】

- ・デジタル活用の推進に向けて整備充実が望ましい設備等（例：読書バリアフリーへの対応等の観点から公共図書館として整備が望ましい設備等）

3 司書教諭・学校司書・司書等の人材の在り方

【学校図書館】

- ・児童生徒の情報の収集・選択・活用能力の育成等に向けて司書教諭と学校司書のそれぞれが担うべき役割及び必要な専門性
- ・司書教諭と学校司書に求められる研修、教育課程における学校図書館の活用等に係る内容について校長やその他の教職員に共通して求められる研修

【公共図書館】

- ・デジタル基盤の強化や利用者及び住民の情報活用能力向上支援等に向けて司書が担うべき役割と必要な専門性
- ・司書、その他の職員に求められる研修

4 デジタル整備（資料やサービス提供、システム等）に係る関係機関との連携

【学校図書館】

- ・公共図書館との連携、学校図書館間の連携の必要性

【公共図書館】

- ・都道府県立・市町村立図書館間の連携、大学図書館等、関係機関との連携の必要性
- ・都道府県立図書館に特に期待される役割等